

保育所における保育士配置基準の弾力化のモデルケース

(例) A保育所 (利用定員 107 名) の場合

区分	合計	乳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
利用定員	107	9	18	20	60
保育士配置基準		3:1	6:1	20:1	30:1
年齢別最低基準	9	3	3	1	2

(1) 利用定員に応じて必要となる保育士 (= 年齢別最低基準) の弾力化

【現行】

資格区分	配置数
利用定員に応じて必要となる保育士数 (= 年齢別最低基準)	9
保育士	8
保健師等 (保健師、看護師、准看護師)	1

全て保育士を配置する必要あり

(ただし、乳児4人以上を入所させる保育所において、
保育士に代えて、1人に限って、保健師等を配置可能)

【改正後】

資格区分	配置数
利用定員に応じて必要となる保育士数 (= 年齢別最低基準)	9
保育士	6
保健師等 (保健師、看護師、准看護師)	1
幼稚園教諭等 (幼稚園教諭、小学校教諭、 養護教諭)	2

新たに、幼稚園教諭等を保育士とみなして配置記可能

(参考) 鳥取県児童福祉施設に関する条例 附則第4項

別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。

(2) 開所時間を通じて必要となる保育士 (= 「年齢別最低基準」 + 「8時間超の開所に必要な保育士数」) の弾力化

【現行】

資格区分	配置数
開所時間を通じて必要となる保育士数 (= 実際にその日に配置する職員数)	14
保育士 (利用定員に応じて必要となる保育士数)	9
保育士 (8時間超の開所に必要な保育士数)	5

開所時間を通じた全ての時間帯で、保育士を配置する必要あり

【改正後】

資格区分	配置数
開所時間を通じて必要となる保育士数 (= 実際にその日に配置する職員数)	14
保育士 (利用定員に応じて必要となる保育士数)	9
子育て支援員等 (子育て支援員又は一定の実務経験者)	5

開所時間を通じて必要となる保育士数が利用定員に応じて必要となる保育士数を上回る範囲で、子育て支援員等を配置可能

(参考) 鳥取県児童福祉施設に関する条例 附則第5項

1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

※ (1) 及び (2) を適用する場合は、各時間帯において児童の人数に応じて必要となる保育士数の3分の1を超えない (3分の2以上は保育士を配置する) こと。 ⇒詳細は、別紙参照

(参考) 鳥取県児童福祉施設に関する条例 附則第6項

前2項の規定を適用する時は、保育士 (附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。) を、保育士の数 (前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の第2号の規定により算定されるものをいう。) の3分の2以上、置かなければならない。

【別紙】勤務シフトのモデルケース(利用定員に応じて必要となる保育士数(年齢別最低基準)が9名である施設(乳児4人以上)の場合)

現行は、全て保育士を配置する必要あり
 (ただし、乳児4人以上を入所させる保育所において、保育士に代えて、1人に限って、保健師等(※)を配置可能)
 ※ 保健師、看護師、准看護師



各時間帯に必要な保育士数の3分の1を超えない範囲で、保育士資格を有しない一定の者(※)を新たに配置可能。
 ※ 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員、一定の実務経験者(保育所で常勤職員として保育業務に従事した経験が1年以上ある者)

[改正前(6/20以前)]

	7:30	9:00	17:00	18:30
保育士 A				
保育士 B				
保育士 C				
保育士 D				
保育士 E				
保育士 F				
保育士 G				
保育士 H				
保育士 I				
保育士 J				
保育士 K				
保育士 L				
保育士 M				
看護師				

(各時間帯における保育従事者数)

保育従事者数(A)	9	9	9	9	9	9
うち保育士数(B)	9	8	8	8	8	8
保育士割合(B/A)	100%	89%	89%	89%	89%	89%

[改正後(6/21以降)]

	7:30	9:00	17:00	18:30
保育士 A				
小学校教諭				
子育て支援員				
保育士 B				
保育士 C				
幼稚園教諭				
保育士 D				
保育士 E				
一定の実務経験者				
保育士 F				
保育士 G				
保育士 H				
保育士 I				
看護師				

(各時間帯における保育従事者数)

保育従事者数(A)	9	9	9	9	9	9
うち保育士数(B)	6	4	6	6	6	5
保育士割合(B/A)	67%	44%	67%	67%	67%	56%



この時間帯においては、基準上必要となる保育士数(9名)の3分の2以上(6名)の保育士配置がされていないため、不可。
 ⇒この時間帯については、勤務シフトを組み直す必要あり。